

国見町乳児等支援給付認定に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 10 号

国見町乳児等支援給付認定に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15第 2 項に規定する乳児等支援給付認定（以下「給付認定」という。）に関して、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第 2 条 法第30条の15第 1 項の規定による給付認定の申請（以下「認定申請」という。）は、当該認定申請に係る支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。）の保護者（以下「認定申請保護者」という。）が、乳児等支援給付認定申請書（第 1 号様式。以下「認定申請書」という。）により町長に対して行う。

(認定申請の時期)

第 3 条 前条の認定申請は、次条第 1 項の審査に必要な日数の確保その他の事情から町長が別に定める場合を除き、給付認定を希望する期間の開始する日の14日前まで（他市区町村から転入をした認定申請保護者が当該転入をした日から給付認定を希望する場合、当該転入をした日から14日以内）に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認める場合については、この限りでない。

(認定申請に係る審査)

第4条 町長は、認定申請があったときは、当該認定申請に係る審査を行う。

- 2 町長は、前項の審査に必要な書類について、認定申請保護者に提出を求め、また、必要があると認めるときは、実地調査その他の調査を行うことができる。
- 3 町長は、認定申請を受けた日から30日以内に、当該認定申請に対する処分をするものとする。ただし、その期間内に当該処分ができないやむを得ない理由があるときは、認定申請保護者にその旨及び当該処分になお要する期間を示すことにより、当該処分に要する期間を延長することができる。

(給付認定)

第5条 町長は、前条第1項の審査の結果、給付認定を行う場合は、認定申請保護者に対し、乳児等支援支給認定証（第2号様式。以下「支給認定証」という。）を交付する。

- 2 町長は、施行規則第28条の22第2項の規定により特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）を経由して認定申請書の提出があったときは、当該特定乳児等通園支援事業者を経由して支給認定証を交付する。

(却下)

第6条 町長は、第4条第1項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、これを却下するものとする。

- (1) 法第30条の14に定める支給要件に該当しない場合
 - (2) 認定申請保護者が町内に居住地を有さない場合（法第30条の15第2項ただし書に該当するときであって、認定申請保護者の所在地が町内であるときを除く。）
 - (3) 認定申請書又はその添付書類の内容に虚偽があると認められる場合
 - (4) 認定申請書又はその添付書類の内容に不備があり、訂正又は追加書類の提出その他の補正を依頼したが、認定申請保護者が相当の期間内に応じなかった場合
- 2 町長は、前項の規定により認定申請を却下したときは、認定申請保護者に対し、乳児等支援給付認定申請却下通知書（第3号様式）によりその旨を通知す

る。

(給付認定の変更)

第7条 給付認定に係る保護者（以下「認定保護者」という。）は、法第30条の16の規定による当該給付認定の有効期間中において次に掲げる事項の変更が生じたときは、速やかに町長に対し、乳児等支援給付認定変更届（第4号様式）によりその旨を届け出なければならない。

- (1) 法第30条の15第3項の内閣府令で定める事項
- (2) 認定申請書及びその添付書類の内容（本項の規定により届出をした事項にあつては、直近の当該届出に記載した事項。ただし、前号に掲げる事項及び町長が認める軽微な事項を除く。）
- (3) その他町長が必要と認める事項

2 前項の乳児等支援給付認定変更届には、支給認定証（支給認定証を電磁的記録により交付された場合及び市長が別に認める場合を除く。）及び変更が生じた事項とその変更内容を証する書類（町長が公簿等によって確認することができる場合を除く。）を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の届出により必要があると認めるときは、当該給付認定の変更を行う。

4 町長は、前項の規定により給付認定の変更を行ったときは、当該認定保護者に対し、乳児等支援給付認定変更通知書（第5号様式）によりその旨を通知するとともに、当該変更に対応した支給認定証を交付する。

5 認定保護者は、第1項の届出において、支給認定証の添付が必要であるにもかかわらず、紛失等により支給認定証を添付しなかった場合、当該届出の後に当該支給認定証を発見したときは、速やかに町長に提出しなければならない。

(取消し)

第8条 町長は、認定保護者が、法第30条の18第1項各号に定める場合のほか、認定保護者から給付認定の取消しの申出があつたときは、当該給付認定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により給付認定の取消しを行うときは、あらかじめ当該認定保護者に対し取消しの理由について説明するとともに、その意見を聴かなけれ

ばならない。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第4号に定める不利益処分に該当しない場合又は同法第13条第2項各号に該当する場合を除く。

3 町長は、第1項の規定により給付認定の取消しを行ったときは、当該認定保護者に対し乳児等支援給付認定取消通知書（第6号様式。以下「取消通知」という。）によりその旨を通知する。

4 認定保護者は、前項の取消通知を受けた場合は、当該取消通知を受けた日の翌日から30日以内に支給認定証（書面で交付された場合に限る。）を町長に返還しなければならない。

（支給認定証の再交付）

第9条 町長は、認定保護者が支給認定証（書面で交付したものに限る。）を破損、汚損、紛失又は滅失した場合において、乳児等支援支給認定証再交付申請書（第7号様式）を提出したときは、支給認定証の再交付を行う。

2 前項において、支給認定証を破損又は汚損した場合の申請には、同項の申請書に、当該支給認定証を添付しなければならない。

3 認定保護者は、支給認定証の再交付を受けた後、紛失した支給認定証を発見したときは速やかに返還しなければならない。

（補足）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条の規定による認定申請及び当該認定申請に伴う第5条の規定による給付認定その他の行為は、この規則の施行前においてもこれらの規定の例により行うことができる。この場合において、当該給付認定は、この規則の施行後は第5条の給付認定とみなす。

（経過措置）

3 町長は、令和7年度国見町乳児等通園支援事業における利用アカウントの通知を受けた保護者について、職権により当該利用アカウントの通知に係る申請を第2条の規定による認定申請とみなすことができる。

第1号様式（第2条関係）

乳児等支援給付認定申請書

[別紙参照]

第2号様式（第5条関係）

乳児等支援支給認定証

[別紙参照]

第3号様式（第6条関係）

乳児等支援給付認定申請却下通知書

[別紙参照]

第4号様式（第7条関係）

乳児等支援給付認定変更届

[別紙参照]

第5号様式（第7条関係）

乳児等支援給付認定変更通知書

[別紙参照]

第6号様式（第8条関係）

乳児等支援給付認定取消通知書

[別紙参照]

第7号様式（第9条関係）

乳児等支援支給認定証再交付申請書

[別紙参照]

国見町長

次のとおり、乳児等支援給付認定について申請します。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 乳児等支援給付の認定のため、町が必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 乳児等支援給付の認定のため、町が関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。

申請者 (保護者) ※児童と同居している方が申請者になります。	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別		児童との続柄	
	現住所	〒				
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 現住所と異なる			
	本年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合)	〒				
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 現住所と異なる			
	前年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合)	〒				
	電話番号					
メールアドレス						
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る。				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		性別		児童との続柄	
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		<input type="checkbox"/> 申請者と異なる		
	現住所 (申請者と異なる場合)	〒				
	電話番号					
	メールアドレス					

(裏面に続く)

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

国見町長

乳児等支援支給認定証

先に申請ありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児 童 氏 名	
児 童 生 年 月 日 ・ 性 別	年 月 日
保 護 者 住 所	
保 護 者 氏 名	
保 護 者 生 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が町外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交 付 年 月 日	年 月 日
障 害 児 加 算	
医 療 的 ケ ア 児 加 算	
要 支 援 家 庭 の こ ど も 加 算	
負 担 軽 減 加 算	
負 担 軽 減 加 算 適 用 開 始 日	年 月 日

注1 給付認定の有効期間内であっても、認定を変更し、又は取り消すことがあります。

注2 支給認定証の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

国見町長

乳児等支援給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請ありました乳児等支援給付認定申請については、下記のとおり却下しましたので、通知します。

記

児 童 氏 名	
却 下 理 由	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

国見町長

届出者氏名

乳児等支援給付認定変更届

下記のとおり乳児等支援給付認定の変更について届出します。

記

フリガナ		生年月日	年 月 日
保護者名		住 所	
		電話番号	
ログインID（メールアドレス）			

1	フリガナ		生年月日	年 月 日
	児童氏名			
2	フリガナ		生年月日	年 月 日
	児童氏名			

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他
変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏 ()
	<input type="checkbox"/> 変更後の住所 ()
	<input type="checkbox"/> 変更前の電話番号 ()
	<input type="checkbox"/> その他変更事項 ()
変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等 <input type="checkbox"/> 引越し <input type="checkbox"/> その他 ()

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

国見町長

乳児等支援給付認定変更通知書

乳児等支援給付に係る認定について、下記のとおり給付認定内容を変更しましたので、通知します。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児 童 氏 名	
変 更 箇 所	
変 更 内 容	
変 更 理 由	

注1 給付認定の有効期間内であっても、認定を変更し、又は取り消すことがあります。

注2 支給認定証の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

注3 変更前の支給認定証は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に町に返却してください。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

国見町長

乳児等支援給付認定取消通知書

乳児等支援給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の18の規定により、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児 童 氏 名	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

※支給認定証は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に町に返却ください。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国見町を被告として（訴訟において国見町を代表する者は、国見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

国見町長

乳児等支援支給認定証再交付申請書

1 認定保護者

フリガナ		生年月日	年 月 日
保護者名		住 所	
		電話番号	
ログインID（メールアドレス）			

2 支給認定証の再交付を希望する認定児童

1	フリガナ		生年月日	年 月 日
	児童氏名			
2	フリガナ		生年月日	年 月 日
	児童氏名			

3 申請理由

<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 汚損	<input type="checkbox"/> 紛失	<input type="checkbox"/> 滅失
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

※破損又は汚損の場合、支給認定証を添付してください。